

可搬型運転適性診断機器運用規程

中国トラック交通共済協同組合

(事業趣旨)

第1条 中国トラック交通共済協同組合(以下「組合」という。)が保有する可搬型運転適性診断機器(以下「適性診断機器」という。)の運用については、この規程の定めるところによります。

(目的)

第2条 この規程は、組合が保有する適性診断機器を組合員に貸出し、個々の運転者に対して運転特性を認識させ、かつ安全運転の効果的な指導を推進し、事業所の交通事故防止に役立てることを目的とします。

(運用・管理)

第3条 適性診断機器の運用・管理は次のとおりとします。

- (1) 組合は、「可搬型運転適性診断機器貸出簿」により運用・管理します。
- (2) 貸出期間中の管理は、組合員に委託するものとします。
- (3) 貸出期間中に組合員の故意又は重大な過失により機器類の損傷や盗難等が生じた場合は、その組合員に対し損害賠償を求めるものとします。

(利用申込)

第4条 適性診断機器の利用申し込みは次のとおりとします。

- (1) 利用しようとする組合員は、「可搬型運転適性診断機器利用申込書」に必要事項を記入し組合に提出することとします。
- (2) 組合と利用する組合員は、利用申込みなどについて相互に連携し・調整を行うものとします。

(貸出)

第5条 適性診断機器の貸出は次のとおりとします。

- (1) 貸し出し対象は、共済契約組合員事業所とします。
- (2) 受診者は、組合契約車両に乗務する常時選任された運転者等とします。
- (3) 貸出台数は、1組合員につき1台とします。
- (4) 貸出期間は、原則として10日以内とします。

(貸出要領)

第6条 適性診断機器の搬入・回収は次のとおりとします。

(1) 本部管轄組合員

安全対策部員が搬入し、取扱要領などについて説明します。

使用後は、着払いで本部に返送することとします。

(2) 支所管轄組合員

本部から申込組合員へ送付し、各支所事故防止推進員が申込組合員先へ訪問して、取扱要領などについて説明します。

使用後は、着払いで本部へ返送することとします。

(個人情報の保護)

第7条 組合は、回収した適性診断機器の記憶装置に保存された個人情報等の取扱については、その保護に十分な配慮をします。

(費用)

第8条 適性診断機器の利用は無料とします。

付 則

この規程は、平成25年10月30日から施行する。